

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年7月6日

契約担当官
近畿農政局長 志知 雄一

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 貨物自動車11台売払（近畿農政局、滋賀県拠点、兵庫県拠点）
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 契約締結後の入金確認次第。令和8年8月1日から令和8年8月31日までの間
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」において近畿地域の競争参加資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先
〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局会計課 森垣
電話 075-414-9046
- (2) 電子媒体による交付場所
ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
イ 近畿農政局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

4 見積書の提出場所及び提出期間

- (1) 提出場所 電子調達システムにて送信。見積内訳書（別紙様式1-2）を添付すること。
- (2) 提出期間
令和8年7月15日9時00分から令和8年7月21日17時00分まで（行政機関の休日を除く。）。
- (3) 紙入札による場合の提出方法
① 見積書（別紙様式1-1）及び別紙価格内訳書に必要事項を記載し封緘すること。
② (2)の提出期限までに持参又は上記3（1）宛てに郵送（送達過程が記録される書留郵便等にて必着のこと。）
なお、全省庁統一資格を有する者である場合は、参加資格を証明する書類（競争参加資格証明書の写し）を併せて持参若しくは郵送すること。（様式2の封筒の中に同封しないこと。
また電子調達システムによる場合は必要ない。）

5 見積合わせの日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年7月22日 10時00分 から
- (2) 場 所 近畿農政局入札室

6 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和8年7月13日12時0分までに、電子メールにより提出すること。提出の際は下記を参考にすること。

- ① 提出先： kinki_kaikei@maff.go.jp
- ② メール件名： 「貨物自動車11台売却（近畿農政局、滋賀県拠点、兵庫県拠点）」質問について
- ③ メール本文への記載事項：
案件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

なお、電子メールでの提出が困難な場合は、書面（様式任意）の持参で、上記3（1）あてに提出することも認める。ただし、電話による質問は受け付けない。回答は、令和8年7月15日に近畿農政局ホームページに掲載する。

7 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局オープンカウンター方式実施要領による。

お 知 ら せ

- 1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合はその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当省のホームページ
(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) をご覧下さい。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。